

第1回長崎地方裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成15年11月14日（金）午前10時～正午

2 場 所 長崎地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）安達一藏，上田賀代，金子英昭，玉置俊二，峠憲治，仲家暢彦
仁田豊文，原章夫，藤野美保，吉田雅子（五十音順，敬称略）

（事務担当者）古賀事務局長，相川民事首席書記官，木原刑事首席書記官
渡邊総務課長

4 議事

(1) 長崎地方裁判所長あいさつ

(2) 委員自己紹介

(3) 委員長の選出

（出された意見等）

- 委員会の趣旨からすると，長崎地裁所長である仲家委員が委員長として望ましい。
- 本委員会は，裁判所からの諮問を受ける機関でもあり，諮問する裁判所の所長が諮問を受ける委員会の委員長というのはどうだろうか。
- 本委員会は，裁判所の諮問機関としての面もあるが，実際には，諮問という形を取ることは少なく，多くの場合，裁判所と委員間の双方向での自由な意見交換が行われることと思われる。

例えば，諮問の内容や結果が，裁判所と委員会との間で緊張関係を生じ，地裁所長が委員会の委員長として，その運営に責任を持つことが好ましくないような例外的な場合には，委員長代理に委員長役をやってもらうことが考えられる。従って，委員長代理が学識経験者であれば，委員長は地裁所長で差し支えない。

(確認事項等)

委員長に仲家委員（地裁所長）を選出する。（全員一致）

(4) 委員長代理の指名

(確認事項等)

委員長は、委員長代理に安達委員（学識経験者）を指名した。

(5) 長崎地方裁判所の現状説明

事務担当者が、統計資料等を用いて長崎地方裁判所の組織の仕組みや事件処理の現状について説明した。

(6) 今後の意見交換テーマ

(出された意見等)

- 裁判所と言っても地裁・簡裁・家裁に分かれており、それぞれに違った事件を取り扱っているが、一般の人からみて、どんな問題がどの裁判所のどの部署で取り扱われているのかよく分からないのではないかな。
- 裁判所では、各種手続についてパンフレット等を作っているようであるが、それがどこに行けば手に入るのか、一般の人に周知されていないのではないかな。
- 裁判関係の新聞記事を見ると、裁判で使っている言葉が難しく、よく分からないことがある。
- 報道機関としても市民に分かりやすい報道を心がけている。判決で使われる言葉などを見ると、以前よりは分かりやすくなっている。
- 検察官も法廷活動では、傍聴人にも分かるように努力しているが、いろいろと難しい面もある。
- 先日、裁判を傍聴する機会があったが、裁判官の話が早くて聞き取りづらかった。もう少し傍聴人に配慮する必要があるのではないかな。
- ラウンドテーブル法廷を利用した経験があるが、その時は、裁判の

進行が分かりやすかった。

- 裁判所では、学生や社会人に対する講演、講義などを行っているようだが、高齢者に役立つような裁判手続等の講演、講義も行ってもらいたい。
- 裁判所に行ってよかった、助かったという事例をもっと社会に知ってもらおう活動が必要ではないか。

(確認事項等)

次回委員会での意見交換テーマを「裁判所から利用者や市民に対する情報発信の現状とその問題点」とする。具体的には、裁判所から裁判所利用者及び利用しようとする市民に、各種裁判手続が十分に周知されているのか、不十分な面があるとするれば、どのように改善工夫していくべきかということである。(全員一致)

(7) 委員会の議事等の公開

(出された意見等)

- 委員会での議事の公開については、委員の自由、活発な意見を担保するため公開しないこととし、報道機関からの要望があれば、委員会の冒頭部分を公開する。また、議事内容の公表の仕方については、委員長が責任を持ってまとめた議事概要を裁判所のホームページ上で公開するというのはどうか。
- 法律知識の乏しい委員にとっては、議事を公開にすると自由に意見が言えない。
- 議事は公開されるものと思っていた。当面は、委員会を非公開にすることも差し支えないが、テーマによっては、広く市民の意見を聞いた方が良い場合もあり、そのような場合にまで非公開というのはどうだろうか。今の時代、発言者の名がオープンな形での議事録の公開も行われており、議事について、公開の余地を残しておく方がよいの

ではないか。

- 議事及び詳細な議事録の公開が原則ということになれば、具体的な事例を挙げながらの発言が難しくなり、自由に発言出来なくなるおそれがある。議事の公開については、議事内容をまとめた議事要旨の形で行なうことで足りるのではないか。
- 委員と裁判所関係者だけであれば気が楽だが、傍聴する人がいると発言内容に気を遣うことになり、考えただけでも気が重くなる。
- 議事の公開の余地を残しておくことも必要ではあるが、まずは自由な意見交換が大切であり、公開については、委員全員の同意が必要とすべきだと考える。

(確認事項等)

議事は、原則として、公開しない。ただし、冒頭部分については、報道機関からの要望があれば公開する。

議事の要旨は、委員長の実任において作成し、裁判所のホームページで公開する。発言した委員の氏名は匿名とする。また、報道機関には委員会終了後、総務課長が議事概要を説明し、あるいは委員長が記者会見を行う。

議事の内容によっては、議事の全部又は一部の公開、議事録の作成及び公開、発言者の顕名等、上記と異なる取扱いもあり得るが、この場合には、委員全員の同意を要する。(全員一致)

4 次回期日

平成16年3月3日午後1時30分～午後4時 (長崎地裁大会議室)